

# 男女共同参画社会基本法と地方自治体の女性政策

井 上 匡 子

(愛知学泉大学コミュニティ政策学部)

## 一、はじめに

内閣府男女共同参画局の主導による初めての男女共同参画社会週間を迎えた2001年6月23日に、名古屋市国際会議場において、愛知学泉大学コミュニティ政策研究所第7回シンポジウム「男女共同参画社会基本法と地方自治体の女性政策」<sup>1</sup>が行われた。筆者は、このシンポジウムに企画者として、またシンポジアストの一人として参加した。

本稿では、企画者としてこのシンポジウムのねらいと成果について、当日の議論の内容もふまえた形で、紹介する。またゲストのお二人のご報告の内容に関しては、お二人よりそれぞれ当日のご報告をふまえた形で、本特集にご論攷をいただいているので、そちらも併せてご覧いただきたい。

ゲストシンポジアストとしてお招きしたのは、アメリカ合衆国マサチューセッツ州ケンブリッジ市女性委員会委員長のナンシー・ライアンさん、愛知県名古屋市より名古屋市総務局男女共同参画推進室主査山下仁美さんのお二人であった。当日は、まず筆者がシンポジウムの趣旨と両ゲストの紹介もかねて、男女共同参画社会基本法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下DV防止法と略記）に関する概括的な報告をおこなった。その後、ライアンさんにはケンブリッジ市で現在進められているDVフリー

ゾーンという市をあげた取り組みとそこへ至る経緯をお話いただいた。ライアンさんは、市長直属の女性委員会の委員長として、DVを一軒一軒の家庭の問題ととらえるのではなく、コミュニティとして、市全体として取り組むという、大変野心的な取り組みであるDVフリーゾーンの展開に中心的な役割を果たしていらっしゃる方である。山下さんからは、現在進められている名古屋市の男女共同参画プランの策定を中心にご報告いただいた。名古屋市の実状をふまえて、情報を提供し、議論の場の提供していただいた。

## 二、シンポジウムの趣旨と日本の状況

シンポジウムのねらいとコンセプトについて、概ね以下のようないいを報告した。1999年6月、労働法の領域をはじめとする個別法領域における法改正・新法制定の動きを総括する形で、男女共同参画社会基本法<sup>2</sup>が成立了。続いて2000年には男女共同参画社会基本計画が策定され、女性政策も新しい段階を迎えていた。本法律および計画の特色は、広く地方自治体に男女共同参画社会へ向けた施策を講ずることを義務づけたり、要請したりしている点にある。本シンポジウムでは、現在各地で進められている共同参画社会の実現のための条例づくり、計画づくり、懇話会の設置などをふまえた上で、地方自治体のこれ

からの女性政策のあり方を考える。その際の素材として、2001年4月6日に保護命令を中心的な内容の1つとする配偶者暴力防止及び被害者保護に関する法律<sup>3</sup>が成立し、新しい取り組みが各地で始まっているたドメスティック・バイオレンス（以下DVと略記）の問題をとりあげる。

また、自治体の女性政策というテーマのなかで、男女共同参画社会基本法とDV防止法という二つを取り上げたのは、以下のような理由からである。

まず、子供の虐待も含めてDVが現在非常に重大な問題となり、社会的にも関心が高まっていること、そして新しい法律が制定され、現在自治体のDV対策が新しい段階を迎えているからである。しかしながら、これはいわば前提であり、より重要な理由は以下である。現在各自治体において、新法の制定を受けてすすめられているDV対策への取り組みが、自治体の女性政策を考え直し、これまでのイメージを覆すインパクトを持つものであること、そして男女共同参画社会基本法が、推進しようとしている理念を具体的なレベルで表すとても良いモデルとなっているからである。

すなわち、ゲストのお二人の報告からも明らかのように、DVへの対策・対応は多面的であり、業務の担当が市町村の各部局にまたがるだけではなく、警察・裁判所・婦人相談室などとの連携が必要である。しかも、この分野ではNPOなど市民グループが既に活躍・活躍し、対応に一定のノウハウ<sup>4</sup>が蓄積されており、それを前提して行政と民間のグループとの連携が期待されている。従って、他の分野のNPOと行政の連携などを考える

モデルになりうると同時に、共同参画という分かりにくい観念のとても良い実例としても、大変有用であると考えたからである。その際のポイントとして、あらかじめ次の三点を指摘しておく。1、行政と市民グループとの新しい連携のあり方が期待されていること。さらには単なるヒアリングの対象としてではなく、政策立案・遂行にわたる連携が取られていること。2、行政の内部に関しては、縦割りではない連絡協議のあり方が求められていること。3、市民やコミュニティへの新しいモードの行政サービス・業務のあり方が求められていること。

### 三、男女共同参画社会基本法とこれから

我が国の女性をめぐるさまざまな政策・法制度の整備は、国際連合と先進的な自治体の政策を推進力として進められてきた。特に、1979年の「女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約）」の批准（1985年）の前後には、国籍法の改正・家庭科の共修へむけての教育課程の再編・男女雇用機会均等法の制定がおこなわれた。その後、男女雇用機会均等法の改正、労働基準法の改正、育児・介護休業法の制定・改正、介護保険制度の新設、民法家族法の改正への議論<sup>5</sup>、ストーカー規制法の制定、児童福祉法の改正、性犯罪の親告期間の廃止や刑事手続き上における被害者への配慮など刑法の改正など、社会における男女の関係や、女性の社会的地位、あるいは家族に関する法制度の制定・改正が相次いで行われた。

これらの法改正・制定の背景となっている諸問題は、これまで公的領域と考えられてきた政治・経済社会と、私的領域と考えられて

きた家庭とが重なり合うところで起きているのが、大きな特徴といいう。それは、近代法・近代社会の重要な理念のひとつである公私の二元論がもはやそのままの形では有効性<sup>6</sup>を持たないことの証左といふことができる。また、これら女性に関する問題が、単に女性だけの問題ではなく、男性と女性の関係をめぐる問題として、また単に家庭・家族の中だけの問題ではなく、社会全体の問題として浮上してきているといえよう。

これら個別的な法領域での取り組みを総括する形で、1998年六月には、社会における男女の関係に関する包括的な取り組みを目指す基本法として、男女共同参画社会基本法が制定され、現在これを受け各自治体でも、条例・計画などの策定が進められている<sup>7</sup>。

その基本理念は、次の五点である。1、男女が、直接的な差別だけではなく、間接差別も含め<sup>8</sup>、性別による差別的な取り扱いを受けないことなど、男女の人権の尊重（3条）2、性的役割分業の強制など、社会制度・慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響を中立なものにするよう配慮すること（4条）。3、国・地方公共団体又は民間団体の政策・方針の立案および決定への男女の共同参画を促進すること（5条）。4、家庭生活における活動と他の活動との両立をはかること（6条）。5、国際的協調（7条）である。

またこの法律は以上のような理念に基づき、国に対しては、積極的改善措置を含む、男女共同参画社会形成の促進に関する施策を総合的に策定し、実施することを義務づけた（8条）。地方自治体にも、「国の施策に応じた施策」及び「区域の特定に応じた施策」を

策定し、実施することを義務づけた（9条）。また、国や地方公共団体だけではなく、国民もまた男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならないとしている（10条）。また、政府・都道府県には男女共同参画計画策定を義務づけ、市町村には努力義務が課された。国と自治体はそれらの施策の策定・実施に当たって、「男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない」（15条）が、この対象となる施策は、あらゆる政策の分野にあたり、一見すると男女平等や女性の社会進出とは無関係である政策に対しても、「配慮」することが義務づけられた。ジェンダーの主流化という課題である。さらに、政府の施策に対する苦情の処理、被害者の救済のための必要な措置を講ずることもまた、義務づけられている（17条）。

男女共同参画社会基本法は、たとえば、現実に存在する性差別の禁止や、女性の人権保障の明文化などではなく、一足飛びに「男女の個人としての尊厳」とそれに基づく共同参画を理念としてあげている点で、諸外国の立法と比べても、格段にラディカルと言える。もっとも、そのようなラディカルな理念を実現するために道筋としては、女性に対する直接・間接差別や女性に対する暴力などを、積極的正措置（2条2項）によりなくしていくことが必要であることは言うまでもない。

基本法に関しては、その名称が必ずしもわかりやすいものとは言えないこと、また、基本法という性格上、具体的な施策については、基本計画や、各自治体で策定される条例や計画などにその具体化が任されていることなどの批判もある。また、上述のように各地方自治体の責務を定めた9条に、「区域の特性に

応じた施策の要請」という文言が盛り込まれていることに関して、固定的な性別役割分業のように地域差の大きい問題の解決には、実効性を持たないのではないかと危ぶむ声も聞かれる。

しかし、この基本法が、これまでとは違った形で、男女平等という観点から、我が国の制度や施策全体を見直す法的な根拠となることは、間違いがない。現実の差別や不平等が是正され、これらの理念が実現されうるかどうかは、各自治体の具体的な施策・計画作りの場面で、これらの理念をどの程度実現化できるかにかかっている。いうまでもなく、男女平等参画社会というビジョン・理念を実現するためには、現実に存在する性差別や不平等を是正することが前提となる。したがって、国や都道府県の基本計画や、先進的な地域での条件づくりなどを受けて、現在進められている各自治体の条例作り、計画策定の作業が非常に重要である。

もっとも、この法律は理念のラディカルさの反面、関心が低いのも現実である。そもそも、男女共同参画社会という名称についても、単になじみの薄い語だからというだけではなく、制定の過程では、これまでの不平等を覆い隠すものではないのかと批判された<sup>9</sup>。基本法の目指す男女共同参画社会というビジョンは、これまで憲法で保障されてきた男女平等とどこが違うのかと言った原理的な問題から、具体的な施策の評価はどのように行うのか、積極的は正措置といつても、具体的にはどのようなものが適切なのかなど、問題は山積みしている。いずれにしても国際連合の牽引と国内の先進地域の具体的な政策により推進してきた日本の女性政策・男女平等に関

する動きが、それぞれの地域の主体的な動きへと広がっていく機会となることが期待される。

このラディカルな理念と、それに至る方策の点でも従来の法律とは異なるスタンス（ポジティブ・アクションなど）をもつこの基本法を利用して、まずは各自治体の条例・基本計画などの策定過程で、これまで政策立案・策定に参画することの少なかった男女の参画をはかり、男女共同参画の理念を実践していかなければならないであろう。また、国の法律と県の条例・市町村の条例や計画では、その性格を異にする点にも留意すべきであろう。基礎自治体である市町村においては、より自分たちの実勢にあった計画をより具体的に、その実施計画・実施主体を想定した上で、たてるべきである。また、その際には、議会や審議会などのいわゆる公式の組織ばかりではなく、身の回りのたとえばPTAや町内会などの組織やグループにおける男女共同参画のあり方を考えなければならない。定款や規則などには、男女で差をもうけていないのにもかかわらず、事実上男女の構成比が大きく偏っていたり、全体の構成比は変わらなくとも代表などの委員の構成比が偏っている場合には、その理由を考える事が必要になるであろう。それはまた、男女という性別だけではなく、有職か無職かという違い、年齢の違い、家族構成の違いなど他の属性の違いについても、同様である。ある種の属性を持った人の参画を妨げる何らかの要因がないかどうか、あるいはいろいろな属性を持った人たちがそれぞれの事情や特性を尊重しあって活動するには、どうしたらよいのかを工夫する必要がある。

行政の側はこの基本法に基づく施策の対象が社会領域すべてであることから、また基本法の理念に照らして、各自治体の政策・施策全体を再検討する必要がある。そしてそれらの実効的な推進のためには、担当の部局の位置づけ<sup>10</sup>も含めて、行政の内部の組織の方について再検討しなければならないであろう。また、これまでとは違う形で市民の声を聴く工夫も必要である。つまり、条例や計画の策定・実施という結果だけではなく、そのプロセスが重要だということであり、そこからまず共同参画が実現される必要がある。このような手法は、他の分野での政策立案における手法にも応用できるものである。たとえば、公式の懇話会と非公式の会議を組み合わせ、両者の議論が実質的にクロスオーバーするような仕組みがもとめられるし、すでに一部の自治体では成功している。これらは従来のいわば「聞き置く」形での意見の聴取とは、明らかに違ういわば実質化されたパブリック・コメントのような方策であろう。

また、男女共同参画社会の実現という理念がかならずしもわかりやすいものではないことから、これを別の角度からとらえ直すことにより市民全体に浸透させることも有用であろう。たとえば、石川県羽咋市や島根県の出雲市<sup>11</sup>では、これをまちづくり条例の一環として位置づけている。人口減少の中で、女性の社会参画の意義が高まり、それを阻んでいる要因を取り除くという視点から、女性の就労や起業の機会の確保に取り組んでいる。

政策・施策の立案や策定への女性の参画・審議会などへの参画も重要であるが、これにも工夫が必要であろう。各種公募制の導入では、有効な手段の一つであろうが、単純な公

募制の導入では、これまで政策立案・決定の場にでてくることの少なかった女性や、団体などに所属していない人の参画を計ることはできない。例えば講習会・市民講座など啓発活動との組み合わせなど、様々な工夫が必要であろう。同時に市民の側にも、これらの機会を利用して、政策を立案したり、それを施策として提案したり、既存の政策を評価したりする能力や責任が求められる。

いずれにしても、行政の側も市民の側もこれまでとは異なる共同や連携の可能性を模索しなければならない。冒頭でのべたように、DVの対策をめぐる両者の新しい連携は、その一つのモデルとなることは明らかである。

#### 四、DV防止法の成立と問題点

配偶者や親しい者同士の暴力については、かねてより被害者の支援に携わってきた民間の諸グループから、深刻な被害に対して有効な立法の必要が求められ、具体的な立法提案も行われる中、2001年4月に、超党派の議員立法によりDV防止法が制定された。この法律では、配偶者の暴力を「犯罪」と明記し、被害者の保護や自立支援のための制度整備を盛り込んでいる。もっとも、地方裁判所から出される保護命令以外については、内容の濃淡はあるにせよ、すでに実施している自治体もある。法律ができたことにより、取り組みがさらに進むことが期待されている。また、以下のような問題や欠点もあるにせよ、ドメスティック・バイオレンスが人権侵害であり、犯罪であるということについての社会的な認知がアップしたことは間違いない<sup>12</sup>。

保護の柱は、地方裁判所による保護命令(10条)である。加害者に対して6ヶ月間の

被害者への接近禁止命令や、二週間の住居からの退去命令を出すことができ、その手続きに関しては、迅速な処理が求められている（13条）。また、命令違反に対しては、懲役1年または100万円以下の罰金という刑事罰が科され、施行後すでに逮捕者も複数でいる。また、2001年10月には保護命令の手続きに関する最高裁判所による規則が、施行されている。

この新設された保護命令は、管轄が地方裁判所とされた（11条）。家庭裁判所<sup>13</sup>やファクスによる申し立てなど利用しやすい裁判所としての工夫を重ねている簡易裁判所とすることを求める意見もあったが、これらの命令が権利の制限を含むものであることから、地方裁判所となつたのである。また、保護命令は執行力がない（15条）ことから、仮処分とも異なるし、請求権者の範囲や要件などの点で、同様の機能を果してきた制度である人身保護請求とも異なる。被害者の保護に関して警察との連携がうたわれている点（15条）では、暴力対策法に基づく命令などの行政庁の出す命令と類似の点もある。いずれにしても、保護命令に関しては、この仮処分とも、行政措置とも、人身保護請求とも異なる新しいタイプの命令を通じて、市民と裁判所との新しい関係を築く必要がある。

また、保護命令の審理に当たっては、口頭弁論または相手方の審尋が必要（14条の1）とされているが、同時に但し書きで、「期日を経ることによりその命令の申し立ての目的を達することができない事情がある場合は、この限りではない」として、審尋抜きの保護命令が可能になっている。保護命令が一定の人権の制限を含むことから、当事者に手続き

的な保障を認めることは、重要である。しかし、緊急性に鑑み、部分的にあるいは例外的にこれを制限することを認めたといえる。もっとも、民事訴訟法上の仮処分においても、仮の地位を定める仮処分に関しては、審尋は必要であるが、例外が認められ、平成元年以降の実務の積み重ねがある。保護命令に関しても同様の蓄積を経た上で、申し立ての類型化とともに、それぞれにふさわしい対応を模索すべきであろう。

この点、アメリカ合衆国のマサチューセッツ州やイリノイ州、カリフォルニア州など多くの州では、緊急性の度合いと命令の期間の点で、複数の異なる種類の命令を制度化して、対応している。たとえば、24時間程度の短期間の緊急性の高い保護命令と、一週間や一ヶ月、場合によっては数ヶ月の保護命令とでは、その目的も決定のための要件も異なっていて良い。また、保護命令は当事者の双方から出されることもあり、そのような場合に、各人の権利を不当に制限することがあってはならないし、かと言って緊急性のある事例に命令が出せないなどのことがあってはならない。被害者の安全確保のために適切な時期に適切な期間の適切な内容の命令が必要である。そのためには、審尋などの要件に差をつけた複数の種類の保護命令が必要であろう。これは手続き保障と緊急的な人権侵害の防止とのバランスの問題<sup>14</sup>であるが、その場合緊急性が重要なファクターになることは間違いないであろう。

また、法律上複数の制度が可能なのであれば、それらがどのような要件の元に認められ、どのような効果をどれくらいの期間にわたって持ちうるのか、といった具体的な内容を、

利用者である市民にわかりやすい形で示すのでなければ、意味がない。今ところ、新しい制度の導入期ということもあり、保護命令の申し立てには、弁護士がつく場合が多いようであるが、本来的には、それぞれの個人が自らの手で手続きを完了できることが必要であることはいうまでもない。また、実際にこれらの制度を利用しない場合であっても、理解した上で、生活設計を立てることの意味は大きい。したがって、制度の整備とともに、それらの周知方法についても、工夫が必要であろう。いずれにしても、当事者の意思や自己決定が阻害されないようなサポート<sup>15</sup>が必要になる。

第二の柱として、被害者支援の核となる施設である「配偶者暴力相談支援センター（以下センターと略記）」の設置が都道府県に義務づけられた（3条）。あわせて、DV対応のための仕組みが制度化され、DVへの対応には不可欠の被害者保護のための関係機関の連携協力が義務づけられた。また、センターの業務の内容に関しても、3条一号から六号まで規定されたが、これらの業務についても、たとえば四号では、被害者が自立して生活するために「情報の提供その他の援助」を行うことが規定されているが、これはこれまで多くの行政の窓口で行われてきた単なる情報の紹介だけでは、不十分であろう。そこで求められているのは、たとえば生活保護・国民保健・住民票・住宅などの担当の各部局、警察や裁判所などの他の公的機関、あるいは民間のグループも含めて、様々な性格と機能を持つ部署・グループの機能を知悉したうえで、どれか当該被害者にとりふさわしいサポートであるかを判断し、組みあわせた上で提供す

る、いわばコーディネート機能である。これは、行政としては新しいタイプの仕事・機能であり、自治体業務住民サービスに関する意識の転換を必要している。

また9条には、センターと警察や関係機関との連携が努力規定として盛り込まれている。前述のように、DVの対応は、大変総合的であり、関係諸機関の緊密な連携・協議が重要である。しかし、関係諸機関が単に集まり、会議を持てば良いという訳ではないことは、いうまでもない。実際のケースから出てくる具体的な課題の検討と解決、そしてそれらの対応についての評価、さらに改良、新たな課題といった一連の政策評価の過程でのフィードバックが大切であろう。また、これらの連絡会議が実際に何らかの問題が起きたときに、招集され解決に当たることができるかどうかも、重要である。いずれにしても、制度の設計にあたっては、ケース会議の機能を併せ持った会議とすることが必要である。さらに、行政の関係部局の職員や、裁判官・警察官・医師その他の研修制度についても、具体的に進めなければならない。

これらの過程で、この問題に一定のノウハウを持つ民間グループの役割は非常に大きい。自治体の役割と民間グループの役割をしっかりと腑分けした上で、協力・連携しなければならない。また、ケンブリッジ市のDVフリーゾーンという政策が端的に示しているように、被害者や加害者が住む地域コミュニティとの関係も重要であるが、我が国では大きく遅れている点である。

この法律では、暴力の対象者が配偶者に限定されたこと、また身体的暴力のみを犯罪としたことなど、保護命令の実効性についても

疑問の声が挙がっている。

センターに関しては、DV防止法2章で援助の専門機関として、婦人相談所・婦人相談員・婦人保護施設が明記されている。しかしながら、これらは売春防止法第4章に基づく婦人保護事業として制度化されたことから、DVの被害者の一時保護などの支援策に用いる場合には、援助の理念の点で、大きな見直しや、発想の転換が必要であろう。一般的な意味での施設内の人権保障は勿論のこと、被害者として援助を求める女性に対する二次被害を防ぎ、被害者である女性や子どもの権利が十全な形で守られ、エンパワーされなければならない。そして、離婚・生活保護申請・就労支援など総合的な援助を可能にするために、また民間のグループも含めた都道府県内のDV対応に関するリード役を果たすためにも、職員の研修が是非とも必要になる。

しかしながら、様々な問題点<sup>16</sup>を含みながらも、これまで夫や恋人などの関係にある男性から女性に対する暴力は、社会的には暴力とみなされてこなかったが、対象が「配偶者」という限定つきではあったが、これらに対してはっきり暴力という表現が取られたことの意義は大きい。また、身体的暴力に限定してではあるが、それらが犯罪であること、また前文においてこれらが人権侵害であることをはっきり認めたことは、大きな意義である。

今後は、この法律を手がかりに、より実効性のある方策を、民間グループとの連携も含めて、具体化していかなければならない。またそれが、前述のように、男女共同参画社会基本法の理念をいかした女性政策のモデルの1つになると同時に、共同参画という理念を

推進するものとならなくてはいけない。

## 五、結びに変えて

これまで「女性政策」<sup>17</sup>というタームをほとんど説明抜きに使ってきました。しかし、女性政策というのは、奇妙なことばともいえる。女性のための政策なのか？女性を対象とした政策のことなのか？それとも、女性の手による政策なのか？これらの問題については、女性政策というタームの必要性も含めて、市民の役割・行政との連携・コミュニティの役割などの明確化を通じて、考えていかなくてはならない。

## 注

- 1 本シンポジウムについては、愛知学泉大学コミュニティ政策研究所編『コミュニティ』（第4号、2002年3月）にも紹介されている。
- 2 男女共同参画社会基本法の解説、および制定過程に関しては、大沢真理編『改正版男女共同参画社会基本法』（ぎょうせい、2002年）を参照のこと。
- 3 DV防止法に関しては、戒能民江編著『ドメスティック・バイオレンス防止法』（尚学社）を参照のこと。
- 4 これは、DVへの対応が民間のグループにより担われるべきであるという意味ではないことは、いうまでもない。これまで民間のグループの活動の中でも、行政との連携の必要が説かれてきた。これからは、新法に基づき、両者の提供するサービスの違い、担うべき責任の違いによって、具体的な連携の仕方を作り上げていかなければならないし、もうすでにそういう動きが始ま

- っている。
- 5 周知のように、民法家族法の改正は、消極的破綻主義離婚法の確認・夫婦別姓選択制の導入、非嫡出児の相続差別の撤廃などを主たる内容としていたが、今のところ実現していない。
- 6 この点については、井上匡子「流動と構築—現代市民社会論とフェミニズム」今井弘道編『新・市民社会論』（風行社、2001年）参照。
- 7 参照、内閣府男女共同参画局 Web Site  
<http://www.gender.go.jp>
- 8 この点（間接差別も含まれること）は国会審議の中で何度も確認された点である。したがって、何が間接差別にあたるのか、といった具体的な政策・制度の評価の枠組が必要になる。
- 9 この法律が、制度上の不平等だけではなく、習慣・慣行などに由来する不平等もあるいは間接的な差別をもその是正の対象とするラディカルなものである点は上でふれたとおりである。
- たとえば、北海道の条例は、これまでの不平等な状態を直視し、よりわかりやすい形での男女平等を目指すことを示すために、その名称を「男女平等条例」としている。そのほか、男女不平等禁止法、男女不平等是正法などのオプションが提案された。もっとも、この法律の英訳は、Gender Equality Act である。
- 10 マサチューセッツ州ケンブリッジの女性委員会が、市長の直属の部署として設置されている点に注意。また名古屋市の男女共同参画室は、市の行政全体を見渡すことのできる総務部におかれている。
- 11 特に、羽咋市の試みは大変ユニークである。羽咋市は、金沢から電車で一時間に位置した2600人 世帯数8000の市である。条例は、「男女がともに輝く21世紀まちづくり条例」というタイトルで、男女半数による11回のヒヤリングを元に制定された。そこでは、人口減少の中で女性の参画の意義とともに、男性が考える場の重要性が強調された。また、女性の働く場の確保として、空き店舗を使った起業のアイディア募集や女性のコミュニティ・ビジネスのアイディア募集を全国的に行ない、それを通じて条例の浸透を図っている。そこでは、セクシュアル・ハラスメントなどの人権の侵害やDVが、女性が働くための傷害として位置づけられ、取り組まれている。
- 12 平成十三年の流行語大賞のひとつに、ドメスティック・バイオレンスが入ったことは、その顕著な現れといえる。しかしながら、言葉としての認知が、それらが起こる構造についての理解や被害者あるいは加害者もふくめたその対策が進むこととは、必ずしも一致しない点にも注意が必要である。家庭内暴力・親しいものの間での暴力などの日本語ではなく、ドメスティック・バイオレンスというカタカナ語でそれが流行（!？）したことにより、問題の深刻さが覆い隠されてはならない。
- 13 現在進められている司法制度改革においては、人事訴訟手続の家裁への移管が方針として決定していることとも関係し、離婚調停・訴訟などの手続きとの関連も含めて、利用者にとって利用しやすい制度を再構築することが求められている。
- 14 たとえば、人身保護請求も、家裁の調

停・審判中には認められないが、調停の場から連れ去ったような場合には認めるといった形で運用されている。

15 参照、井上匡子「裁判所は何色－司法制度改革余滴」『八事』2000年

16 本稿で直接論ずることができなかつたが、今回制定されたDV防止法は、子どもの安全・福祉をどのように確保するのか、という点で大きな問題がある。すなわち、現行DV法では、同道していない子どもにに関しては、その安全を確保することができないからである。この点は、本特集のライアンさんの論攷のなかで、紹介されているように、アメリカ合衆国ではかなり自覺的に取り上げられている。すなわち、DVを目撃した子どもの保護という観点から、数々のプログラムが展開されて、連邦や州の予算もそれに充てられている。三年後の見直しに向けて、最重要課題の一つと言うことができる。

17 参照、大西祥世「自治体女性行政の比較研究」法學志林98巻3号、2001年